

けいはんなの誓い

—真のオープンイノベーションを「けいはんな」で実現するために—

けいはんなに集う企業や研究機関・大学は独自の知識や技術をもっているが、複数の企業や機関がお互いに協力することによって大きな技術革新が期待できる。その共同事業の礎は「お互いの信頼」である。

けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会（以下「協議会」という。）では、法を論ずる前に「人間として正しい」ことを共通の行動規範とする。下記の5項目は人間として守らなければならない道徳を基礎としており自明のことであるが、真のオープンイノベーションをけいはんなで実現する強い意志と信頼をお互いに確認するために、これをけいはんなの誓いとする。

1. 協議会の活動で得た情報（書面等に限らず、口頭で開示されたもの及び機器や部品の観察、体験、評価等を通じて得られたものを含む情報であって公知であるもの及び明らかに自己が保有しているものを除く。以下同じ。）をもとに、機器の試作、製品の開発等を行おうとする場合は、協議会に事前に相談し、その許可を得てから、試作、開発等を行います。
2. 協議会に無断で、協議会の活動で得た情報を使用して特許を出願することはいたしません。
3. 協議会の許可なく、協議会の活動で作成された文言を、自己または関係する個人・団体が製造や販売を行う機器等に使用しません。
4. 第三者に協議会の活動によって得た情報を伝えるときは、協議会の許可を得て行います。
5. 第三者に協議会の活動によって得た情報を伝えるときは、その情報を受け取った相手が、前各号について遵守するように細心の注意を払います。

令和 2 年 10 月 1 日

けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会 会長
細井 裕司